

裁判員経験者意見交換会議事録概要

1 冒頭あいさつ

(1) 開会

司会者：これから，大阪地裁堺支部で行われました裁判員裁判で裁判員を経験された方を交えた意見交換会を開催いたします。

私は，司会進行を務めます第1刑事部裁判官の石川と申します。

また，大阪地検堺支部及び大阪弁護士会の方々にも御協力いただきまして，併せてお礼を申し上げます。

裁判員裁判が始まり，早くも3年余りが経過し，堺支部におきましても多くの裁判員裁判事件の審理が行われ，600名を超える方々に裁判員，補充裁判員をお務めいただいているところです。

このような多くの方々や，それぞれの事件を担当された検察官，弁護人の御協力によりまして，適正・迅速に裁判を進めることができたと思っております。

また，現在は裁判員制度施行3年経過後の再検討が行われているところです。そこで，裁判員を経験された皆さんから改めて審理内容について率直な御意見，御感想をうかがい，その結果を今後の裁判員裁判の運用に生かし，更に分かりやすい裁判を行う上で参考にさせていただきたく，この意見交換会を企画した次第であります。

(2) 参加者紹介

司会者：参加者の方々を御紹介いたします。

本日参加していただきましたのは，昨年8月から本年2月までの間に，堺支部で行われました事件で裁判員をお務めになった皆さん7名です。そして，大阪地検堺支部から西ヶ谷検察官，大阪弁護士会から唐崎弁護士，裁判所からは第1刑事部合議B係裁判長の安藤裁判官にご参加いただいております。

(3) 進行方法説明

司会者：意見交換会の進め方について簡単に御説明をいたします。

本日は，2つの話題を取り上げまして，皆さんの御意見をうかがいたいと考えております。

第1は証拠調べの分かりやすさについてで，大体40分程度。そして，第2は守秘義務の在り方について大体25分程度をそれぞれ予定しております。

2 証拠調べの分かりやすさについて

(1) 趣旨

司会者：まず，最初に証拠調べの分かりやすさの観点から御意見をいただきたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり，裁判員制度が始まりましてから3年を経過し，多くの事件が堺支部でも処理されております。一方で，問題点や運用上の課題などについてもいろいろと議論もされているところであります。その中の一つが証拠調べの分かりやすさという点についてです。

皆さんが事件を担当された際，証拠となった供述調書等の証拠書類や，証人尋問あるいは被告人質問の内容を理解することができずに御苦労されたことがあったのではないかと思います。証人尋問の機会を増やすなど分かりやすい審理ができるように努力をしているところではありますけれども，最近は書類に依存する割合が高まっているのではないかというような疑問も出されているところでございます。

そこで，皆さんが経験された事件の審理を振り返っていただきまして，分かりやすい証拠調べが行われたかどうか，分かりにくかったのか，あるいは大変分かりやすかったということがあれば，それはどういうところであったかなどにつきまして，率直な御意見をうかがえたらと思っております。

なお，本日は時間の関係もございまして，供述調書等の証拠書類の取調

べの点，それから，証人や被告人といった，書証に対して人証といいますけれども，人証の取調べについて主にうかがうことといたしまして，時間があれば冒頭陳述や論告弁論の内容などについても御意見をうかがいたいと思っております。

(2) 書証関係

最初は証拠書類の関係についてまず御意見をうかがうことにいたします。

今日御参加の皆さんは，午前中に裁判員選任の手続が終わった後，午後から直ちに審理に入ったと思います。選任された直後は，多分，なぜ自分が選任されたのかなどといろいろお思いになりながら，いきなり法廷に入って，事件の内容に直接接することになっただろうと思います。その中で，最初に検察官，次いで弁護士から冒頭陳述で，事件のあらましであるとか，どういうところが問題になっているかという辺りを解説的に述べられたと思いますけれども，最初に直接皆さんが触れられる証拠は証拠書類だったと思います。そして，証拠書類の取調べの方法も，主として朗読，読み上げによって行われ，また，図面や写真がある場合には，机の上のモニターに映し出すこと等も併せて行って，取調べが進んだと思います。

このような方法は，恐らく皆さん方の生活の中ではなじみがないものと思われるかもしれませんが，すぐに内容を理解することができたでしょうか。あるいは，理解が難しかったかどうか。理解が難しかったのであれば，どういう点が分かりにくかったか，あるいはとっつきにくかったか。その辺りをうかがいたいと思います。いかがでしょうか。どなたからでも。

裁判員経験者5：私の感想なんですけど，裁判員に選ばれて，当日，自分では「なるんだ」という覚悟でここへやって来たんですけど，いざあの場所へ出てみると，やっぱり緊張して足が震えるような感じでした。

しかし，いったん裁判が始まりますと，私がそれまで思っていた裁判の雰囲気というか，そういうものと全然違って，非常に優しいというか，な

ごやかというか。検察官の方も弁護士の方も非常に、我々裁判員に対して、できるだけかんで砕いたように、非常に詳しく丁寧に説明していただいたんで、裁判はこんなに丁寧に優しいものなのかなというような、そういう感じが最初にしました。内容について、非常にいろいろ細かい点を詳しくおっしゃっていただけるんで、まあ、全体として、非常に何か自分がそれまで感じてた裁判というものとは違って、非常に分かりやすく優しいというか、そういう感じで裁判の内容に入りました。

ただ、そうすると、検察官の方も弁護士の方も、裁判員のために非常に分かりやすく説明していただくということが、裁判の内容と、何か事件のことですから非常にデリケートな部分があるんでしょうけど、そういう部分が、何かひょっとすると抜け落ちるんじゃないかなというような、そんな感じがちらちらとしたんですけど。しかし、だんだん進んでいく間に、やっぱり裁判員の方も、いろいろな意見、それぞれの意見を皆さん持っておられて、そういう点では、それぞれ皆さんの考え方が違うし感じ方も違うんだなということをして、そのところで強く感じました。

司会者：この方の事件は否認事件といって、これは強盗致傷の事件ですね、どの程度の暴行を加えたか、使い込みを隠ぺいするために上司からかばんを引ったくったという事件だったと思いますけれども、暴行や傷害の程度が争われた事件です。全体ではなく、一部が争われた事件ということでしたが、その関係で何か分かりにくかったことはなかったですか。

裁判員経験者5：そうですね。私の担当した事件は、事実関係自体には争いなしということになってるんですけども、その元の、最初の動機のところ、被告人がなぜそういう事件を起こしたかというところで、その事実を公判の中でもいろいろ、私なんかも質問して、被告人に聞いたりしたんですけども、特に裁判官の方はああいうことを聞いたら、「なるほど、そうや」と自分でも感心しましたがけど、やっぱり動機のところ、なぜその事件を起こしたかというところはちょっと、証人に出てこられた人たち

の話聞いても、何かあんまりはっきりしなかったところがありました。

司会者：本人から聞く内容について、今一よく分からないということですか。

裁判員経験者5：そうですね。

司会者：ほかの方ありますでしょうか。証拠書類の関係についてはどうですか。

今回来ていただいた方の大体半分が自白事件で、どういう刑を決めるかというところが争点でした。あとの半分の方は、公訴事実のどこかしらが争いになってるということになっております。まず、自白事件だったという方で今の話なんですけど。

裁判員経験者3：証拠書類についてなんですが、私が参加した事件につきましては現場がコンビニだったということで、防犯カメラがあるので、そこに写っているものを裁判で見せていただくという、分かりやすい証拠がありました。

それに基づき、今日もいただけてますが、こういう図面を作っていたら、図面や絵を入れて説明を作っていたら、それをまた詳しく裁判官の皆さんが説明してくださいましたので、本当に分かりやすかったです。評議のときも、本当にここまでよく素人の私たちに分かるように順序立てて説明して下さるんだなと感心するぐらい、順序立てて本当に説明してくださいました。

だから、最初は本当におっかなびっくりだったんですが、どんどんみんなだでなじんで話し合うことができたのではないかと思っております。

司会者：一番最初に法廷に入って証拠書類を読み上げられたとき、すぐ頭に入りましたか。

裁判員経験者3：もう必死ですね。だからもう、全身を耳にして聞くみたいな感じで聞いておりましたけれども。そのときはずっと頭に入らなくても、また評議の部屋に帰ってから、裁判長の安藤さん始め皆さんが本当に

かみ砕いて説明をしてくださるので、もうそれでどんどん分かっていくという感じがありました。

司会者：そうすると、多少最初は引っかかるような、ちょっと分かりにくいところもあるんでしょうか。

裁判員経験者3：今日もそうなんですけれども、何をしたいのか分からない、部屋にまず入るといふ部分から始まりますよね。今日も、今回いただいた案内に、意見交換会でお聞かせいただきたいこと、「証拠調べの分かりやすさについて」、「守秘義務について」という、これ自体は何？という感じなんです。全く意味不明でした。だけど、まあこの前もそうだったので、きっと行ったら分かりやすく説明してくださるんだろうと思って、安心してやってまいりました。実際、今全然分かってません、本当は。分かってないまま、まあ何かしゃべろかみたいな感じでしゃべっておりますが、今日よりも分かりやすかったです。裁判のときの方が。

裁判員経験者2：最初は、やはり私も本当に裁判員に選ばれて「あっ」と思ったんですけれども、まあそれなりに覚悟してきましたから。あと、法廷に入ったときには本当に厳粛な気持ちになりまして、やっぱり本当に真剣勝負やなというふうな感じは受け取りました。

ただ、証拠書類については、モニターに先ほどおっしゃってましたように、ちゃんと写ってますし、説明もはっきりしてますから、もう全然分かりにくいとかそういう不明なところは全然なかったですね。

評議の段階でも、今おっしゃりましたけども、やはり裁判官の方がいるポイントを絞って、こういうところ、こういうところという話でしてありましたので、非常に分かりやすくて興味深い、経験してよかったなという感じはありました。

裁判員経験者4：裁判員に選ばれるまではほとんど裁判には興味もなく、自分から裁判に関する本を読むとかそういうことも全くなく選ばれたんですけども。まあ選ばれて、その後の午後の裁判に入れるかどうか分からない

い状況でやってみたんですけども、選ばれたときに自分としては経験できるんやったらしてみたいなと、こういう思いで来たんですが。たまたま選ばれて入って、実際に量刑を決める裁判だったんで、やっぱり刑を言い渡される人にしたらすごい大事なことで、裁判員になった以上はええ加減なことできへんし、言うても全く知識もない状況で取りあえず裁判に参加させてもらったんですが。

証拠調べについては、犯行状況のところ、本当に写真とか一杯見せていただいて、頭の中でその犯行が起こったときの場면을想像できるような状況まですごく分かりやすい説明をしていただきました。私の裁判は3日間だったんですけども、分かりにくかったのはその経緯ですね。事件が起こるまでの経緯の長期間のやつを短時間でということなんで、なかなかこうイメージしにくい。なぜそこに至ったかというのが、もうちょっとこれ聞きたいなとか思いながら、やっぱり限られてるんで、幾らかは質問させてもうてんけど、これ以上聞いても量刑に関係ないのかなというような感じで、聞きそびれたまま終わってしまったような内容だったんです。

私も仕事をしてますので、テレビのニュースなんかで100日間とかいうのもあって、そんなん絶対参加でけへん、3日間でもやっぱり仕事場3日間離れるというのはかなり厳しい状況だったんで、ほんまに3日間ぐらいが限度の中で証拠調べ。いろんな証拠を聞かせてもらって、やっぱりある程度限界があるのかなと。

ただ、時間を何ぼかけてもええというもんじゃないとも思うんですよ。いろいろな、たくさんの事件があると思うんで。だから、少ないかについてはよく分からない。まあ、中心は犯行状況の辺りが一番大事なのかな。その後、何でこうなったかというのをみていくということから考えたら、裁判員をさせていただいて、犯行状況の前後ぐらいはものすごくよく分かるような説明をしていただいたので、その辺りはすごくよかったなと思います。

裁判員経験者 1：証拠を見させていただいたのが、すごく生々しかったなと思います。女性の被害者だったんで、自分とか娘とかに置き換えてすごく身震いするような感じがしました。だから、これがもし殺人とかだったりしたらということも、いろいろその場で話があったんですけども、その証拠を見ることになると聞くと、そういう事件を担当するのは嫌だなあと素直に思います。

あと、車内での犯行だったので、図で表わして、それを見させていただいたんですけども、それだと何か、あと口頭での説明だったんで、それではちょっと分かりにくいかなと思いました。それだったら、よくドラマでもやってるように、何て言うんですか、実際こういうふうになってたというような…。

司会者：再現みたいなの。

裁判員経験者 1：再現。再現みたいなのを見せてもらえたら、もっとすごく生々しく分かることができたかなということも思ったり、今すごく思いました。

司会者：読み上げられた書類の内容は頭にちゃんとすっが入ってききましたか。事件の内容その他でなかなか入りづらかったようなことはありますか。

裁判員経験者 1：すごく裁判官、裁判長がいろいろと説明、本当に細かく、詳しく、もうほんまに小さい子に教えるようなくらい説明してくれたんで、本当にすごく分かりやすかったです。

司会者：否認事件からということで、6番の方がいかがですか。6番の方は私の担当でしたけれども、内縁の夫婦の間の事件で、殺すつもりがあったかどうか争われたものです。

裁判員経験者 6：私の犯行現場は団地の一室でございました。スライド写真を何枚も何枚も拝見したんですが、撮影日が犯行当日から10日ぐらいたった現場の様子ですというのを、そういう感じの写真だったんですが、そのときに大切な証拠として、お水がこぼれた位置というのを何度も何度も

おっしゃったんですが，10日たったときに果たして本当にお水がこぼれた所がどこだったんだらうなという，ちょっと疑問をそのときに感じたかなというふうに思っております。

本当に人を裁くという，こういうところにお邪魔したのは初めてでございまして，裁判所というところに入らせていただいたのも初めてでございましたので，非常に緊張しましたがけれども，私たちのグループは，犯行そのものというよりも，その人の本当に人生そのものをすごく受けとめまして，1日か2日間は，8日間あったんですけれども，本当にこの人がこの犯行を起こすために今までどんな人生を歩んできたんだらうというようなことを，すごくみんなで，グループで議論されたりして，やっと最後8日目に「あっ，こういうことなのか」というふうに，ちょっと話したというふうなところでございました。

司会者：最初の頃はちょっとなかなか入りづらかったですかね，書類の読み上げとか証拠の内容を伝えたときには。

裁判員経験者6：そうです。もうそれと，私たちは同じように主婦でしたので，何かすごく夫婦間のいろんな感情が本当に手に取るように分かってきまして，この人がこういうことにはったというのはこうだったんじゃないかとか，ああだったんじゃないだらうかというような，そういう何か，人生そのものを一杯一杯，3日間はみんな話したという記憶がございます。

司会者：7番の方にうかがいます。7番の方も否認事件で，いろいろ書類なんか出てきたと思いますけれど，その内容が頭に入ったかどうか。

裁判員経験者7：書類が出てきたときに，この「牛刀」いうんですかね，それを見せられて，「牛刀」という言葉も初めて聞いた言葉やし，どんなふうな刀いうんかも分かれへんかって，それを見たときにこんなもんで人を刺すのかなと，それが一番びっくりしました。それを持って人を傷つけに行ったということ自体にかなりちょっと覚えましたね。

それから、いろいろ審議していった結果、ある程度の事情も、蹴られたりどつかれたりされたというそれまでのいきさつが分かってきて、その辺のところも分かるような気にもなったんですけれども。特に僕の場合は同じ町内ということだったんで、まさか自分とこの町の中でやられるとは思ってなかったもんで、それが一番心の中に残りました。

司会者：うかがうと、その後の審理や評議の中でいろいろ説明を受けて、事件が分かっていったという感じの方が多かったかと思います。そうすると、最初の証拠調べのときは分かりにくかったのかなと疑問に思ったりするんですが。

裁判員経験者3：そもそも、初日のことを覚えてないと思います。緊張ばかりで、どういう説明をどういう順番でどなたがしてくださったのか、今はっきり思い出せないですね。

司会者：そうすると、選任された直後の説明や、その後の証拠調べでいろいろ情報が出て来ますけど、なかなか頭に入りづらいというのが本当のところでしょうか。

裁判員経験者3：そんなことはないですよ。入ったと思うんです。本当に、全身、耳で一生懸命聞かなくちゃ、聞かなくちゃと聞いておりましたので。分かりにくいということはなかったと思います。

私、ちょっと弁護士さんの方だったと思うんですけど、言葉がはっきりしなくて分かりにくかった人がいた記憶があるんです。検察官側は、すごくはきはきと若い方が、もう元気一杯に言ってくださってて、すごく分かりやすかったけど、弁護士さん側はちょっと寝そうだったことを思い出しました。

言葉というのものはっきり、間合いをしっかりと上手に使って、言っていたきたいなとそのとき思いました。

司会者：証拠の読み上げ方とか示し方、その辺りで何か、あれは分かりやすかった、あれはちょっと分かりにくかったということがございましたか。

裁判員経験者 5：先ほど申しましたように，内容は説明が丁寧だし，弁護士さんの方も検察官の方も丁寧にされてるんで，全体として非常に，皆さんもおっしゃってるように分かりやすい。

しかし，その分かりやすいために，かえって，想像というか何かその一つの形というんか，それが割に早くできてしまったような感じがします。我々素人が今まで裁判に持ってたイメージと大分違うものだから，何かこうでき上がってるという言葉が悪いんですけど，いろいろ証拠写真とかそういうものを見せられると，もうその中にこういうもんだなというものが案外早くでき上がった感じはありますね。

司会者：そうすると，もっと複雑で分かりにくいかと思ったら，かえって分かりやすかったと。

裁判員経験者 5：内容については分かりやすかったですね。しかし，それはあくまでもその裁判の中で出てくる検察官の方，あるいは弁護士の方が述べられる範囲であって，先ほど言いましたように，犯行の動機になったようなことというのは，裁判の中に証人の方も出てこられないし。私が担当した事件の場合はお金を使い込んだんですけど，その原因について何かちょっとはっきりしないなというようなところがありました。

それと，先ほどおっしゃってましたけど，私らの裁判でも，検察官の方は理路整然とざっと言われるんで，その流れとしては非常に分かりやすかったですね。しかし，弁護士さんの場合は，非常に慣れておられるためかなんか，私たち素人にすると，事件そのものをもっと真剣にというか，突っ込んで見てほしいなというようなところがありました。

司会者：例えば，証人尋問とか被告人質問だとか，そういうところはどうですか。

裁判員経験者 5：やっぱり証人，弁護士さんが依頼されたその証人の方の選び方とか，そんな点にもちょっとそういう感じがしました。

司会者：6番の方，最初に写真を示されて，概要がその場では分かりにくか

ったことはありますか。写真の内容についても，こういう所を写した，いつの写真ですと，はっきり言ってくれなかったということになるんでしょうか。

裁判員経験者 6：いえ，その辺りは理解できたと思いますけど。今，思い出しますと，証拠写真が10日も過ぎて写されたということが非常に心に残ってまして。でも，そんななのかなぐらいで思ってたんですけど。

先ほど申し上げたように，私たちの裁判の場合にも，検察の方々は，本当に何か私が素人でうかがうと説得力があるというか，非常に言葉が立っていましたし，すごくそういう感じだったんです。弁護士の方は，とてもお若い方だったんですね。そして一人は，ちょっと年配の方で，指導に来ておられるのかなと私は拝見したんですが，何かその差というのを非常に感じまして，本当にお人柄とか経歴とか，いろんな歴史というのはすごく出るのかなと思って勉強させていただきました。

司会者：そうすると，皆さんの担当された事件の証拠書類の中では，特に分かりにくかったとか理解しにくかったというのは余りなかったということでもよろしいですか。逆に，何か物足りなかったというような感じがあるでしょうか。出された証拠書類はこれだけなのか，もっとあるんじゃないか，もっと出した方がよかったんじゃないかと，そこまでもないですか。証拠書類の内容とか量は，多過ぎて飽きてしまったとか，読み上げの時間が長過ぎてしまって集中力が持たなかったとか，そういうところはいかがですか。

裁判員経験者 6：思い出しましたが，バスタオルに血液がたくさん付いた状態の写真がございましたよね。あのときも，その血液の色であったりということが議論されたと思うんです。ですから，そのことからちょっと時間が経ってるのかなということと，室内がこう荒らされた，何か夫婦げんかの跡がたくさんありましたけれども，その物が飛び散ってるところの，実際にそういうことだったんだろうかというようなことも，たくさんそこ

で議論されたと思うんですが。本当に密室のことなので、なかなか私たちも難しいかなということを感じました。

司会者：出された証拠から、かえって疑問が残ってしまうところもあったということはありませんでしたか。

裁判員経験者6：いいえ、全然よかったですと思います。証拠としては。私が思うのは、その、はきはき言っていただいたら眠くもないしいいなという部分だけで、証拠としてはよかったですと思います。

唐崎弁護士：大阪弁護士会の唐崎と言います。

ちょこちょこっと弁護士さんが分かりづらかった的な意見がちらちらと聞こえてきて、少し気にはしてるんですけども、裁判員裁判は、自白事件の場合は、弁護士が証拠調べをすると、証拠書類を出してであるとか、証拠の数としては余り多くなかったとは思いますが、多くは被告人質問であるとか、情状の証人の質問であったかなとは思いますが。例えば、もう少し具体的に、証人の尋問の仕方が分かりづらかったのか、弁論であったりとか冒頭陳述であったりとかの、弁護士の言いたいストーリーが分かりづらかったのか。ちょっと御参考までに教えていただけたら、今後の参考にさせていただきたいと思うわけですが、どうでしょうか。どの辺が分かりづらかったかなと。

裁判員経験者3：そういう点では、私が拝見した裁判は、被告人の方も証人の方もすごく上手にしゃべられたんです。ただ、どういう打ち合わせをして、あれはやっぱり練習をするのかしら、原稿も作るのかしらとか、ちょっと思いながら見ていたぐらい、本当にお上手にお話になりました。被告人の方も。証人の方々のお話を聞いていると、もう引き込まれて感動したんです、私たちは。その証人さんたちのおかげで罪は軽くなったと思いますので、いかに重要かということなんです。それが弁護士の腕なんじゃないでしょうか。

裁判員経験者4：逆でもいいですか。

私が担当した分は量刑を決める裁判だったんですけれども、それを少なくというか量刑を軽くしようというのを、ものすごく分かりやすく弁護士さんが説明されたんです。あんまりにも分かりやすく、自分のええとこだけ言うてるなという、そういう思い込みがあるんで、逆に、ほんまにずっとこういう事情でどうしょうもないからこういうことが起こったんやということをはるんやけど。自分の頭の中で、もう弁護士さんは、取りあえず悪いことは言わんと、いいところだけ、被告人のいろいろ情状酌量部分だけを言うんかなという感じやけど。本当にうまいことしゃべられたんで、逆にこっちとしたら不信感。逆に、何かそこで弁護士さんが「いや、ここは悪かったんやけど、大目に見て」ということを言うてくれたらいいんやけど、何か相手が悪いからこうなったんやみたいな感じがすごくされた。それは逆に、裁判員としては、何か逆に疑ってしまうというか、そういう感覚はちょっと起こりました。後は、一人で裁判するわけじゃなくて、みんないてはるんで、その中で話し合いをして、こういうことになったのは大体分かってきたんですけれども、個人的にはそういう感覚を受けました。

私の担当した事件は、弁護士さんすごくうまかったです。うまいこと話しはるなという、分かりやすく、ほんまにこの被告の立場に立って、こういう状況でというのがすごく分かりやすく説明していただきました。

裁判員経験者2：私の場合は、犯行事実を認めてましたので、さっきと同じように量刑を決める裁判だったんですけれども。弁護士の方も淡々と説明されて内容もよく分かりましたし、あと、評議のところで、状況を決めるときですね、動機をずっと、何回も何回も議論して、そのところが非常によかったなと思いますね。検察官の方が、ぱっと大体何年ですよとこう言うんですけれども、じゃあそれに対して、どういう動機でどうなっていったかという経緯をずっと議論して行って、そのときに本当によく分かってきましたね、事件の内容というのが。

司会者： 証人とか被告人質問とか，検察官，弁護人がそれぞれ尋問をすると思います。検察官や弁護人の聞き方であるとか尋問の方法等の故に分かりやすかった，逆に分かりにくかったというところがあればお話しただけたらなと思います。

裁判員経験者 1： 被告人に質問するとき，自分たち裁判員が聞きにくければ用紙に書いて，それを代弁で裁判官，裁判長が質問してくれるというような制度というか，態勢を取ってくれていたのが，自分たちの聞きたいこととかがすごく聞けたと思います。それをすごく，もっといいように聞いてくれる，自分たちが思った以上のことをプラスして聞いてくれたので，すごくよかったと思います。

司会者： 検察官や弁護人，尋問する方の聞き方と言いますか，その辺りは特にございませんか。

裁判員経験者 1： すごくプロだなと思いました。質問する前にこういうふうな聞き方をしたほうが，すごく被告人からの答えを引き出しやすいみたいなことをアドバイスしてもらってたんです。でも，実際その場に行くと，その聞き方がバツて飛んでしまって，何かすごく答えを引き出しにくい質問の仕方をしてしまったりとかという，何て言うか，反省がありましたね。だから，一日だけじゃなくて，もう少しまた質問できるというか，被告人に聞ける場が設けられたらよかった。あのとき，やっぱりこういうことも聞いてみたかったというのがすごくあの後ありました。終わってからも。

司会者： 7番の方がいかがでしょうか。

裁判員経験者 7： ある程度のところは被告人が認めてましたので，こういう具合にやったという，その証拠を基にしゃべっていただいていたので，頭の中に入ってくるのは割りかし抵抗なしに入ってこれたというふうな印象としては残ってますけれど。

司会者： 6番の方がいかがでしょうか。

裁判員経験者 6： 年老いたお母様が出てこられたんですが，やっぱり母心を

一生懸命訴えられましたけど、御近所の団地にお住まいだったものですから、御近所の方が日頃この御夫婦のことをどんなふうに思っておられたんかということで、御近所のよく知った方なんかというのはどうだったんだろうとか、そのときもちょっと思ったりしました。

司会者：その人でよかったのかどうかということですね。

裁判員経験者5：私たちの担当した事件では、証人の方に対しての質問とかそういうもので、それまで持ってた感じてた、被告人の人格的なものとか、そういうものが影響されるとか、極端に言えば覆るとか、そういうものは全然なかったですね。それまでにある程度できてた被告人の人間像というんですか、そういうものが、まずその証人の証言によって、ああやっぱりそうだったなというふうに決まってしまうから、そういう感じがしましたですね。だから、証人の証言によってその内容が変わるとか、そういうことは全然なかったですね。

司会者：そうすると、そのときは、うまく尋問はやられて、頭の中にさっと内容が入ってきたというふうに考えればいいですか。

裁判員経験者5：そうですね。ですから、証人に対する質問もしましたが、それは、それまでの持ってたそのイメージを確かめるとかいう、その程度のものですよね。

司会者：うかがっていると、証人などの方が分かりやすかったということになると思います。これはちょっと直してもらった方がよかったかなとか、証拠書類の取調べでも、証人や被告人質問についてでもいいですけども。

裁判員経験者1：裁判員から被告人というか、立ってる位置がちょっと離れてるんで、顔の表情とかがすごくうかがいにくかったんです。質問というか尋問をしても、その答えてる表情が読み取れなかったんで、モニターでアップで表情が見えるとか、もうちょっとそういうのをやってたらいいな、顔の表情とかが見れたらいいなと思いました。やっぱり視力が弱いというか、やっぱり見づらいですよ。ここからだ、本当に後ろの席の、一番

後ろの席の方くらい離れてるのかな。もうちょっと近いですか。

司会者：そこまでは離れてないでしょうけどね。

裁判員経験者1：でも、何かすごく緊張していたのか、視野が狭くなってしまったのかは分かりませんが、そのときの被告人があんまり表情を表に出す人じゃなかったのかもしれないですけど、見れたらもっといろいろ変わってたのかなと思います。

裁判員経験者2：私は、ちょうどよかったかなと思います。余り近過ぎたら、余り生々しすぎて、やっぱり怖いイメージがありますから、事件の内容によってはね。私は表情がよく読み取れましたし、ちょうどあれぐらいの距離でいいかなと思います。ある程度の距離を置いた方が、こう近いよりも。私はそう思いましたけどね。

裁判員経験者3：私のところからもよく見えておりました、表情は大丈夫でした。

裁判員経験者4：担当した被告人の方がパニック障害で、ちょっと精神障害があったので、表情がほんまに乏しいという状況なんで、見えるのは見えただんですけど、その答えたことによって表情が大きく変わるとかそんなんは全然なかったんで、今言われてるような感じの受け取りはなかったです。

安藤裁判官：先ほど、証拠調べが分かりやすかったですかということで皆様に御意見をうかがいましたが、一番お話に出たのは写真や図面だったり、これは目で見て分かる証拠だと思うんですね。目で見て分かって、それでまた説明があって、目で見るのと耳で聞くのと二つだと思います。

あと、証人や被告人が話す話というのも、目の前で意見、話を直接聞く、また、表情とか目で見るという部分もあると思うけど、そのほかに専ら文字情報の証拠もあると思うんですね。それは、捜査官が調べた捜査報告書みたいなものであったり、あるいは捜査段階で人が捜査官に話した内容であったりと、そういうのは専ら文字ベースのものをその場で読み上げるといことだだと思います。そういう証拠の中身によって皆さんの頭の入り方

というのは違うのかどうなのか。このところをお聞かせいただきたいんですが、いかがでしょうか。

裁判員経験者 1：検察官の証拠書類の朗読という時間があったんですけども。やたらと長くて、実際本当に書類があってそれを読み上げてくれているのですが、耳と目で何となく頭には入ってくるんですけども、それがやたらと何かもうずっと読んでるんで、長くて実際しんどくなりました。だから、書類があるのであれば、もっと簡潔に簡単に説明してもらってもいいのかな。でも、やっぱりこういうところは証拠として大事なんで、きちんと読み上げたほうがいいのかなという感じもするんですけども。実際、自分が体験してやたらとすごく長い時間をずっと朗読してたんで、実際しんどかったです。

司会者：やっぱりしんどかったと思う方は挙手願います。

(裁判員経験者 3, 5 が手を挙げる) 何がしんどかったですか。

裁判員経験者 3：そうおっしゃって思い出しましたけども、私の手元にあるのも、50分、検察官が証拠書類朗読となっておりますね。そんな長かったのかなと、はっきり思い出せるわけじゃないんですが。やっぱり同じ人が50分とか長い間ずっとこう説明し続けるという状態はかなり疲れますので、何か工夫があればいいですね。工夫ありましたっけ？ 同じ人がずっとってはるんですね？

司会者：例えば、読み手が変わるなんていうのはあります。

裁判員経験者 3：そうそう。それいいと思います。読み手交代みたいな。同じ検察官さんでいいんですけども、交代するとか、間に映像を入れるとか、メリハリがあったほうがいいですね。私のときの検察官はお上手だったような気がするんですが、言葉がはきはきして。もし、これが下手な人だったら、もうどつぽですよ。と思いますので、何かメリハリを考えればいかもしれませんね。

司会者：分かりました。むしろ、そういう部分をお聞きかせいただければと

思いますけど。

裁判員経験者4：このときのことをよく覚えてないんですが，そんな長いなという感覚はなかったと思うんです。写真とかも，証拠の凶器のナイフを見せてもらった機会に話はするんやけど，それでぱっと見せたりして，だらだらとしゃべってるんじゃないくて，ある程度話をしたら写真を見るとか凶器を見るとかそういうのを入れてもらってたんで。これ見たら「1時間40分」で書いてあるんですけど，そんなに何か長かったかなという感覚は全然なかったです。

裁判員経験者5：そんな長いという感覚は全然なかったですね。というよりも，こっちもやっぱり一生懸命聞いているし，分かるようとする努力はしてるつもりでした。だから，それが長いとかいう感覚はなかったですけども。先ほどちょっと出てましたけど，写真とか出てくると分かりやすいことは確かですね。

私たちの事件は，被告人と被害者とがこう組み合ったというような，争いになったところがあるんですが，そこがまたポイントだったもんですから，非常に重要なところだったんですけども，そこでどういう取っ組み合いかというようなことで，プロレスのヘッドロックですとかそういう説明の仕方をされてるんで，すぐ分かったんですけども。裁判の中でそういう言葉が出てくると，それでいいのかな，何かそれでもう分かってしまったような気持ちになったらいかんかなという，むしろ自分自身がそんな感じになって，もう少し突っ込んで何かする必要があるなとそのとき感じました。

それから，確かに写真とかそういう映像で出てくると非常に分かりやすいですけども，それが果たしてそのことの実事をはっきりと認定できるかどうかという，そのもののちょっと不安がありますね。その点，検察官がおっしゃっていることを，先ほども時間が非常にかかるということだったんですけど，やっぱり言葉というのはこう次々と追っていくんで，自分

の想像が入るといふか、そこで理解していく段階がだんだんこう積み重なっていくんで、やっぱり本質的なものが分かるんじゃないかなという気がしますね。

その点では、写真というのはいったん見たら1回で入ってくるから、それで何か自分の考えが固まってしまったら何か怖いなという、そういう感覚なんですね。

西ヶ谷検察官： 検察官の西ヶ谷です。

特に自白事件を経験された皆さんに教えていただきたいんですが、証拠書類の中で被害者の供述調書というのがあったかと思います。そちらの被害者の供述調書を朗読し終わったときに、内容は理解できたかどうか。また、被害者の供述調書自体が長いと感じられたかどうか。そして、供述調書じゃなくて本人に出てきてほしいということを当時感じられたかどうか。その辺りのことを覚えていればお聞かせいただけないでしょうか。

裁判員経験者2： 私の場合は、被害者の方が、事件が事件なんで多分出てこれないと思ったんですけどね。内容は非常に分かりまして、その人の受けた傷というですかね、やはり外傷なんかよりも心の傷というのがすごく大きいもんやなというのは実感できました。もし、自分の家族がそうなればどうするやろなというくらい非常にショックを受けました。時間は長いとはそんな思いませんでした。よく理解できました。

裁判員経験者1： 被害者の方が、やっぱり先ほども出たように女性で、どんな事件だったのかというのは言っていないんですか。

司会者： どうぞ。

裁判員経験者1： 私が担当したのは強盗致傷と強制わいせつなんですけど、その被害者の方はやっぱり出てこなかったんです。それで、検察側の方が述べてくれてたんですけども、やっぱり、それを聞いたら、同じ女性として何か涙が出てくるみたいな感じで、すごくそれを聞くと、被害者側に立った判決を下したいというような思いにさせられました。もう、すごく感

情移入させられるような内容だったです。

裁判員経験者3：私は被害者の意見陳述のときのことをはっきりは覚えてないんですが、被害者の方が毎日傍聴席にいらっしゃってました。元気なお姿を毎日拝見したので、逆にお元気でよかったかと、けがをされたんですけども、もう元気になられて様子を見守っているなというふうに感じましたので、そんなに、何て言うんでしょうか、被害者がすごく気の毒にというふうになるような感じではなかったです。

裁判員経験者4：私の場合も被害者が出席されずに代読だったんですけども、被告人の兄ということで、できたら生の声を聞かせてほしかったなというのがあります。

司会者：ありがとうございます。

3 守秘義務について

(1) 趣旨

司会者：次に、守秘義務の点について移りたいと思います。

守秘義務の在り方の内容につきましては、いろいろ議論、意見があることは皆さん御承知のところかと思えます。任務終了後、御家庭や勤務先などで経験をお話になったり、いろいろ聞かれてくることも多かったかとも思えます。そのときに、守秘義務があるんだということで窮屈な思いをされたり、いろいろお感じになったようなことがございましたら、率直にうかがえればなと思っております。いかがですか。

(2) 意見交換

裁判員経験者1：家族には、今小学校5年生の娘がいてるんですけども、主人はもうそういうことを理解して内容とかは全然聞いてこようとはしないんです。反対に、娘はいろいろすごく聞きたがったりして、すごく興味を持っていました。

会社の人にも、一応こういうことで仕事を休みますと上司に報告してたんですけども、会社の方もきちんと理解されてるみたいで、どんなんやっ

たとか、そういうことを一言も本当に聞かれたことはないです。反対に「守秘義務があって言えないんでしょ」というようなことをきちんと理解してくれてました。

司会者：守秘義務をずっと負うんだということで、何か負担に感じられたようなことは。

裁判員経験者 1：公開裁判でしたし、一応ネットでも自分でも調べたらある程度出てたんで、出てることぐらいは話してもいいのかなという感じだったんですけども。自分は結構しゃべりたがりとかで言いたくなるんですけども、反対に聞く耳を持たないというような、周りがもう全然そういうことを聞かないよというような感じだったので、もう全然大丈夫です。

裁判員経験者 4：職場では3日間休んでたんで、何で休んでたんですかということは聞かれたんですけども、裁判員裁判に行っていましたということを言えば、もうほとんどの方が守秘義務があるということを知ってるんで、それ以上聞いてくれないんで、別にこっちから言う必要もないんで、特に言わなかったです。

家の方で子供がやっぱり聞いてきます。でも、その量刑とかじゃなくて、どんなことをしたと、行って自分自身がどういうことをしたんやというような感じのことを聞いてきます。そういうのは守秘義務にかかわるようなことじゃなくて、個別でみんなで話をして、裁判官のところに入ってとかそんな話だけだったんで、あんまり負担になるということはありませんでした。

裁判員経験者 7：うちのほうでも、上の女の子が裁判っていうものにかえってかなり興味を持ってるみたいなんで、帰るたびに「どうやった」と聞くんですよ。それがあんまりしゃべれるもんと違うしということで、内容的にはそんなしゃべられへんからということで、こういう雰囲気であんなに人数が集まって、こうやってしゃべってやってるんですよと言うてんですけど、納得してくれてるのかな、納得してくれてないんかはちょっと微

妙なところがあります。

司会者：何かずっと負担を抱えて、重しを抱えてるみたいで嫌だということ
はなかったですか。

裁判員経験者7：自分自身，ちゃんと言うていいもんか悪いもんか，その辺
のことがあります。経験的にはいい経験をさせてもうたとは思てるんで
すけども，二度とできることやないと思うんで。

司会者：6番の方がいかがですか。

裁判員経験者6：私，仕事がそういう守秘義務のような仕事ですので，この
ことについては一切負担になりませんでした。ただ，帰ってきて，娘が「ど
う，成長できた」という一言を言ったから，「うん，できたよ」と。「体
験して非常によかったから，そういう人がまたあれば本当に体験したらい
いよと伝えてね」みたいなことを言いました。周囲で少しは知ってる者が
ありましたんで，それどうだったということは聞かれましたけど，本当に，
一生のうちにこういう体験ってできないと思うので，自分のためにしたら
いいんやないかなというふうに皆さんに伝えております。

司会者：守秘義務の関係について，こういうふうにしたらもっと楽になるん
じゃないか，あるいは，ちょっと違うものになるのではないかというお考
えのある方はいらっしゃいますか。

裁判員経験者7：範囲が難しいですわね。身内だけやったらいいとかやっ
たら，やっぱり身内に話したらそこからどこまで超えていくか分からへんか
らね，いろんなところで止まってるやろけど。その辺が難しいですね。

司会者：どういう人にどこまで話していいのか。

裁判員経験者7：どういう具合に伝わるか分からへんからね。

司会者：そうすると，話すよりは黙っていた方がいいだろうというような話
になりますか。

裁判員経験者7：何かなあという感じはありますね。

司会者：こういうことを変えたらちょっと気が楽になるんじゃないかなとい

うことはありますか。

裁判員経験者 5：守秘義務については、私なんか、もう初めからそんな負担に感じるとかはなかったですね。最初にあなたは裁判員（候補者）に選ばれましたという通知が来ますね。それから正式のが来るまで、あれ大方1年ほど間がありましたね。だから、その間に自分が裁判員に選ばれるというのをだれかに言えないんですよ。私はもう選ばれたんやと言いたいんやけど、自分から言うわけにもいかんし、誰も聞いてくれんこともあったし、何か自分が選ばれたということ、多分くじ引きで選ばれたんでしょけども、非常に、その裁判官のようなものになるんだという、何か非常に誇らしい、自分がこの人生の最後になるけどもこんなことを経験できる、その誇りというか、何か高まりというのは非常に強かったですね。ですから、当日ここへ来たときも、もう、いの一番に入れましたからすぐ選ばれてしまいましたけども。そんなんで、自分が選ばれたというのが非常に誇りに思ってたから、そのことを抑えるのが非常に苦労しましたよね。それで、裁判が終わって、何かその内容について人に話したい欲望にかられるとか、そういうことは全然なかったですね。自分も選ばれて、これで義務を果たしたと。そういう安ど感みたいなものがあるって、そやから、その後も、今日も寄せていただいて、何かやっぱり細かいところは忘れてしまってるようなところが多々あって、だからその終わった後は、そういうことは全然ないですね。

裁判員経験者 6：心にその負担がおありの方があるとしたら、きちっとこの裁判所で、何かあったときはこういう所に御相談くださいみたいな、サポート体制ができてるということを、私、最終日に知ったんですね。だから、そういうのをもう少し早くからそういうことも告知なされるとよろしいんじゃないかなと。

司会者：24時間の窓口がありますね。

裁判員経験者 6：だから安心だなと思ったんです。

裁判員経験者3：私も守秘の必要があるという，それを負担に感じたことはなかったです。逆に，最初の日には資料はすべてロッカーに置いて帰ってくださいますということで，せっかく一生懸命，一杯メモって，後で考えようと思っていたのも持って帰れないということだったので，頭の整理ができないなと思って，初日びっくりしました。でも，逆に2日目からそれに慣れて，ここを出たら深く考えなくてもいいんだわという気楽さで，荷物をごっそり置いて帰れることのほうがよかったかなと思います。

それと，私たち，今日もこの番号で呼ばれておりますが，裁判の間もずっと番号でした。これはちょっと何かさみしい感じもあるし，私たち裁判員としてせっかく巡り合った8人が，仲良くなる必要はないのかもしれないけれども，名前が分かたらもっと本音が言い合えるのではないかといいのはずっと感じてたんです。だから，もちろん名前を明かしたくない方もいらっしゃると思いますが，今日は明かしてもいいよという表みたいに書きましたね。ああいうふうにして許可を出した人は本名にしてもいいのではないかと。裁判長が呼んでくださるのも，名前で呼んでくださった方が何となくもっと親しくなって，質問したり，こう思うんですけど，お互いに言えたんじゃないかなと思っております。

司会者：守秘義務の関係について，何か御感想いかがですか。

裁判員経験者2：私も勤めてた企業が電気通信事業法の企業だったんです。

だから，守秘義務といったら通信の秘密というのがありまして，そういうのもう頭に叩き込んでましたから，別に全然負担でも何でもありませんし，普通ですね。当たり前の話だなと思ってますけど。

司会者：守秘義務の関係については，この辺で終わりにしたいと思います。

最後に皆さんから一言ずつ御感想をいただければと思います。

今回の証拠調べや守秘義務の件について，有用な御意見をいただいて，誠にありがとうございました。皆さんから，今後の裁判所の在り方とか，あるいは，検察官，弁護士の方に何かございましたら，一言ずつ御発言い

ただければなと思っております。

裁判員経験者2：裁判員制度ですね，本当に参加できて非常によかったなと思います。今まで何気なしに新聞の3面記事を読んだりいろいろこうしてますけども，今は，こういう事件があったら動機とかどうやるなど，被害者の立場はどうやるなど，いろいろこう考えるところが出てきてきて，非常によかったなと思います。それで，国民の一人として義務をまた一つ果たせたのかなと，こういうような気持ちで一杯ですね。

裁判員経験者3：直接裁判に関係ないことばかりなんです，要望が幾つもあります。まず，最初に選ばれたときのアンケートが大変高圧的な印象を受けました。うそを書くとか罰則があるみたいなことも書いてあります。すごくときどきしました。

私は，5番の方も大変誇りに思っておっしゃってましたが，もう来るまでは本当に嫌で嫌でしょうがなかったです。そういうふうに思っらっしゃる方はたくさんいらっしゃるんじゃないでしょうか。あのアンケートを，もうちょっとみんなで参加しましょうみたいな，もっと呼びかける，そんな嫌なものじゃないんですよという雰囲気にしてほしいなと思います。だって，実際来たら皆さんすごくよくしてくださって，フレンドリーでもてなしてくださるんですもの。こんなに分かりやすく，やりやすく，皆さんが裁判所の方が優しくしてくださるんだなということが分かるようなものにしてほしいなと思いました。

それから，交通費と日当の明細が不明です。そういうものを一切もらいませんでしたよね。最初に，ここに事務所でサインをして判子を押すんですけども，細かいことが分からないのでそれはやっぱり知りたいなと思いました。それから，駅までバス代が出ません。うちなんかはバスに乗らなければ駅に行けないので，今日分かったんですけども，歩いた場合，何キロでという計算をしてくださいますが，バス代には全然足りないもので，やっぱりバス代もほしいなと思いました。

それから、評議の部屋にお茶飲み放題で置いていただいて大変うれしかったです。コーヒーも置いていただけたらもっとうれしいなと思いました。

感想は、本当に参加してよかったなと思います。だから、ぜひ今後、裁判員に選ばれて嫌だなと思わず、皆さんに積極的に参加していただきたいなと思いました。もう1回もし選ばれたら、またやりたいなと思いました。ただ、私は事件がそんな凶悪犯ではなかったから言えるのかもしれませんがけれど。

裁判員経験者4：仕事を持っていると参加するのはかなり難しいというか、抵抗が実際あると思うので、難しいことかも分かりませんが、選ばれたら参加できるような、やっぱり国として制度を考える。仕事を持っていてもこれはすごく大事なことなので、仕事を置いてでもこっちへ参加してくださいと、そういうことが国全体に浸透しないと、何か一部の限られた、行ける人だけが参加するみたいな感じになってしまえへんのかなと、その辺はちょっと不安に思ってます。

裁判員経験者7：この選出方法なんですけれども、どういう具合に選出されてるのか、その辺のところもちょっと興味があるんですけれども、第一で絵はがきみたいなのが来ますわね。それから、あと1年くらいたってから、今度もう一遍またこちらへ来てくださいという形である程度案内が来るんですけれども、そういう一番初めはもう無差別ですか。

司会者：そうですね。

裁判員経験者7：それで、返事出した中からまた選ぶわけですか。

司会者：それもありますけれども、全部抽選なもので、無作為です。

裁判員経験者7：それがちょっと一番興味あった。どういう具合で、何で僕みたいな者が選ばれるのかなと思ったんですけどもね。僕としては、もうこんな裁判をさせてもらうことなんて夢にも思ってなかったもので、いい勉強させてもらったと思います。もし来たら、また僕もやりたいと思ってますんで。大変に勉強になりましたので。どうもありがとうございました。

裁判員経験者 6：司法の場というのは，私自身が本当に無関心だったんですが，少し関心を持てるようになったかなと思っていることと，そして，多少社会貢献をさせていただける場なのかなというふうに感じています。それと，この間100日裁判みたいな長いのがありましたよね。ああいう方々の，裁判員になられた方々の気持ちを思うと，ああいうことについては御負担が大きいんじゃないかなと思って，ちょっと心が痛みました。情という，人間の情という部分ね，すごく葛藤がございまして，それをやはり横に置いて，法律に則って刑を決めていくときという，その辺が私自身は本当に苦しいものがありましたし，その点で，相場言うたら悪いんですが，そういうのを提示してくださって，ああそうなんかというふうにあそこで少し，一番最後の日に理解ができたという，本当にすべて勉強でございました。ありがとうございました。

裁判員経験者 5：当初裁判に入った時点で，この事件はそんなに世間一般から見て大きい事件ではないしという軽い気持ちで裁判の内容をずっと追っていたんですけれども，日にちが経つと，こういう犯罪は重いというか，そういう暴力を使うというようなことは絶対悪いことだと，やっぱりちゃんと罪を償うようにしなければいけないということで我々は罪状について決めたわけですが。こういう罪になりますよというふうに決めて，次にどれだけの刑期，量刑というんですか，その刑期を務めなければならぬかという段階もあって，もう本当にはたと困ってしまったんですね。やっぱり罪は罪として非常に重く罰されなければいけないけれども，それが法律に当てはめると何年という大きな罪になる。確かに，あの被告人はそりゃ悪いんだけども，そこまで重い刑にせないかんのかと，もう少しその内容を下げることはいかないかというのと，量刑というのは法律で決まってるから，やっぱりそこまで持っていけないかん。その間に非常なギャップがありましたね。だから，それは今でもやっぱり何か心のわだかまりというか，非常に残ってますね。それが今度の裁判で一番強く感じました。

また、その人との罪については、非常に優遇したというのは随分あるんですけれども、しかし、我々からすると、なんかその罪を犯したためにそれだけの間刑務所に入らなければならないのか、そんだけの罪になるのかという感じが、いまだにちょっとぬぐいきれないですね。そのところが一番、ちょっと最後までひっかかった点ですね。

裁判員制度については、当初、私らもこれに選ばれるまでは、やっぱり裁判というのは、法律を罪に当てはめる、罪を何するんだから法律というものがあって、それに当てはめていかなければならないし、それは非常に専門的な仕事であって、あんまり一般の素人がそれに入るというのはどうかなという感じがありましたけども。そのことについては、自分が実際にやらせていただいて、やっぱりこれは法律というものも一般、我々大衆がその中に入ることによって変えることもできるし、法律に対する認識を我々が非常に強く身近に感じられる。そういうことは、この裁判に参加させていただいて非常に強く感じた点ですね。だから、今まで新聞にいろいろ犯罪が出てきたけども、裁判員をやらせていただいて、犯罪に対する考え方というか見る目は、確かにちょっと変わった点がありますね。

もう一つ、ちょっと私は気にかかるのは、こういう一般の人が裁判に参加していると、どうしてもその被害者の方が裁判所へ来られたりしたら、その被害者の立場になる。そうすると、だんだんその罪とかが重くなっていくんじゃないかなと。何かそんな感じはちょっと持ってますね。

裁判員経験者1：本当にいい経験をさせていただいたと思っています。

こういうことを聞いたんです。甲子園球場の観客を満員にした中から選ばれるぐらいの確率だと聞いたんで、本当にすごく貴重な経験をさせていただいて、本当にありがとうございます。

裁判で担当した被告が実刑を受けたんですけども、やっぱりその後がすごく気になる。その人が本当に刑務所でちゃんと更生してるのかというのは、後々すごく、ときどき思い出しては気にするところがあります。

あと、ずっと裁判終わってから一つ気になってたことが、審理の間に本当に細かく休憩を挟んでくれたんです。そのときに、同じ裁判員の人たちといろいろな意見交換もすることができたんですけども、もし、担当の裁判官、裁判長が不在のときに、裁判員の人たちばかりで休憩してるときに、判決というか刑量をどれくらいしたらいいかというのをすごく意見交換すごくしてたんです。もしそれで、自分たちが結託して、これにしようよと決めて、それが通ったら怖いなというの、裁判員の人たちだけで休憩取ってていいのかなというのちょっと思いました。これが一番最高の、死刑に値するほどの罪じゃなくても、裁判員たちが、法定刑ってあるとは思ってんですけども、みんなが死刑にしようよと言ったときに、本当にそれってどうなるんだろうとかっていうようなことを思ったことがあります。なので、休憩はありがたかったんですけども、そういう休憩の取り方とかいいのかなとかいろいろちょっと思ったことがありました。

司会者：それでは、ここで報道機関の方々に何か御質問がございましたらおうかがいしたいと思います。

記者：今日は貴重な意見をおうかがいさせていただきまして、ありがとうございます。ちょっと皆さんに御質問なんですけれども、実際に裁判員裁判に参加されて、裁判員を経験する前と比べて、こういうことを考えることになった、前はこういうことを考えなかったのにこういうことを考えるようになったなとか、それから、日々テレビ・新聞で裁判の報道をしていますし、例えばユーチューブとかでもいろいろ裁判の話はやったりしますけれども、前はこんなこと見ててこんなこと思わなかったのに、こういうふうになるようになったなと思うようなことがあれば、お話ししていただければと思います。

裁判員経験者7：今まででしたら、テレビは何となしに裁判の事件とか、ずっと聞き流して見てたんですけども、裁判員制度に行ってる程度勉強させてもろて、そういう事件を見てると、ある程度自分でも推理できるよ

うな状況がずっと浮んでくるんですね。裁判やってて、この人は今度はこういう形で弁護するんやなとか、裁判官はこういうふうな言い方で教えてくれるんやなとか、そういう面がいろいろ、そのテレビを見てただけで、自分自身にもかなり勉強になることが多々あったと、僕はそのように思ってるんで、すごくよかったと思っています。

裁判員経験者6：私は、平々凡々のこの日常生活が何と幸せなことなんだというふうに改めて感じる事ができまして、そして、本当に今の時間を大事にしないといけないなというふうに切に感じました。

裁判員経験者1：今まででしたら、普通にニュースで裁判、こういう裁判があってこういう判決が下りました、ああそうですかみたいな感じだったんですけども。こういう罪を犯したら、そういえば自分がした裁判と一緒にあったら、これくらいの罪だったなとか、いろいろ自分がした裁判のことをすごく思い出したりとかして、あと、ドラマなんですけども、裁判してるところを見たら、いやこんな違うかったわとか、こんななかったでとか、それとかいろいろ何かこうやった、これは違うとか、家族といろいろ話するようになりました。あと、やっぱり、こういう事件に対しての判決がすごく気になるようになりました。

裁判員経験者2：私は、この平和な日本の中で、日常生活に本当に危険なものがやっぱり潜んでるなというのを認識いたしました。やっぱり日ごろから危機意識を持たなあかんというのを痛感いたしました。

それともう一つは、本当に一般市民の感覚が裁判にいかされてるかどうかですね。法律と本当に適合してるかどうかというのは、この間の亀岡の事件ありましたですね。無免許運転で暴走して、あれが例えば危険運転と違うとか、ああいうところで本当に意見がいかされているのかなというときもちょっと考えましたですね。

裁判員経験者3：私は、裁判のこととちょっと外れるかもしれませんが、証人に立たれた被告人の会社の社長さんが女性の方なんですけど、本当に立派

な方だなと思ひまして感動したんです。50代になってから会社を設立して、女手一つでやってきて、それで頑張ってる。なおかつ、被告人の方を今後もちちゃんと雇用を続けて、私が責任をとって面倒を見ますとおっしゃった女性の方。女性でもこれだけ頑張ればできるんだなとすごく思ったのを思い出したんですけれども、そのときに私もまだまだだな、これからまだまだ頑張ろうという気になったのを思い出しました。

裁判員経験者4：参加する前は新聞なんか読んで、事件とか事故があっても、ああ、あったんやと、ずっと読み流してたんですけども、ちょっとそういう事件があったときに、ある事件が起こると何でそんなん起こったのかなとやっぱりちょっと気になるんで、新聞を一生懸命読むようにはなりましたね。その分、新聞読む時間が長くなってしまいうんですけども、すごく何か気になる。何で刺したんかなとか、何で車で逃走したんとか、それを知るためにはもう新聞しかないんで、端から端までずっと読むというふうなところはちょっと変わったところですよ。

記者：5番の方にお聞きしたいんですけども、動機ということをすごく気にされてられるようで、検察官からの冒頭、少し動機のようなものに関して説明があったりするんじゃないかと思うんですけども、最終的にしっくりいかなかったのは何について、要するに検察官がおっしゃるような動機についてしっくりいかないとか、被告人の方、当人がおっしゃるような動機にしっくりいかないということか、どういう状況だったのかちょっと教えていただきたいと思ひます。

裁判員経験者5：私の担当した事件は、被告人が公金というか、預かってるお金を遊興費に使って、そのために事件を起こしたわけなんですよ。だから、何でその辺を勝手に、非常に重要なお金を預かってるのにそれをほかに使ってしまったか。その点もかなり裁判の過程でも出てきたんですけども、単に遊興費に使ったということになってるんですけども、どうもその辺が私としては、被告人のその行動とかから考えて、簡単に遊興費に使ったん

かなというそこにちょっと引っかかりがあって、それがその犯罪の動機になってるだけにどうかなという、何かちょっと残ったということです。

記者：判決では結局どういうふうに出されたんですか。動機については触れずに判決を出されたんですか。

裁判員経験者5：この裁判については、犯罪の事実自体には争う余地はないということで、その起きた犯罪自体がどのような犯罪が成立するかということが争点になってたもんですから、そののところは一応もう終わってしまってるというか、そこを追及する必要はなかったわけです。

記者：裁判官の方におうかがいしたいんですけども、公判前段階からの争点を絞り込みされてて、参加される裁判員からこういうふうに事前に顕在化してなかったようなことについても疑問が出てきた場合に、どういうふうにその訴訟の中で考えておられるのかなというのを、1点おうかがいしたいんですけども。

安藤裁判官：このケースについて言うと、遊興費に使用したということの認定はしておりますので、そこは判決に触れてる内容です。被告人がそれ以上明らかにしないということなので、このところは恐らくその限りで、検察官からもこれはちょっと追求できない、弁護側からは積極的に明らかにしないというケースだったと思います。

一般的に、公判前整理手続の中で顕在化してないものが出てきたというときの問題であれば、本来取り上げるべきものであれば、争点を顕在化するために、当事者に主張・立証の機会を与えるかという問題だろうかとは思いますが、基本的にはそういうふうにならないような公判前整理手続を行っていかなくてはいけないということだと思います。また、そういうことを問題提起しても顕在化しないような形で当事者が主張・立証を検討するという事になった場合に、裁判所はそこまで争点と当事者がしないものを取り上げられることは、限界もあろうかと思えます。

このケースについて言えば、実際に取り上げられて認定はしております

し、裁判員の方も被告人にお尋ねになったようであります。だから、それ以上本人が余り語らなかつたというところではあるかと思ひます。

記者：例えば、状況証拠だけ、間接証拠だけというのも事実認定をするというふうなケースというのはないんですか。そういうふうな場合に遭遇したときに、御自身としてそういう有罪・無罪、また量刑を含めて認定することの負担とか、そういう気持ちは個人の意見を含めて持ってらっしゃるかお聞きしたいんですけど。

裁判員経験者1：確たる証拠がなくて、否認もしててということであれば、もう罪を問わないだろうと思ひます。やっぱりそれをきちんと検察側が、警察がきちんと証拠を集められてないということなので、罪を問うことはできないかなと思ひます。

裁判員経験者3：今回参加した事件も、執行猶予を付けるか実刑になるかという部分もあったので、それも大きい違いがあると思ひます。その辺も大分みんなで悩んだところなので、もしそういう事件であっても同じように、もっと悩みを大きくなると思ひますが、悩んで判断はできるんじゃないかなと思ひます。

司会者：では、ここで終了したいと思ひます。

皆さんには遅くまでさまざまな御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。皆様方からうかがった御意見は、今後の裁判員裁判の中でいかし、より充実して分かりやすいものにしていきたいと思っております。また、御協力いただきました検察官、弁護士の皆さんにも厚く御礼申し上げます。

それでは、長時間にわたって熱心に御意見をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、今日の意見交換会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以 上